二　当該特定日から一年を経過する日（同日が施行日以後に到来する場合には、当該特定日から施行日の前日）までの間においてのみ、少なくとも一回、旧規則第十六条の三第九項の規定による措置をとっていた場合　当該特定をした国又は地域に係る該当日から一年を経過する日まで又は同日の翌日から一年を経過する日までの期間のいずれかの期間内において、一回、新規則第十六条の三第十一項の規定による措置をとること。

（任意届出書の記載事項等に関する経過措置）

第四条　新規則第十六条の四第五項の規定は、施行日以後に新法第十条の五第三項の規定により届出書を提出する場合について適用する。

（異動届出書の記載事項等に関する経過措置）

第五条　新規則第十六条の五第三項の規定は、施行日以後に新法第十条の五第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することにより同項に規定する異動届出書を提出する場合について適用する。

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続に関する経過措置）

第六条　附則第三条の規定は、報告金融機関等が旧法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。この場合において、附則第三条中「新規則」とあるのは、「新規則第十六条の六第五項において準用する新規則」と読み替えるものとする。

（特定取引から除かれる取引等に関する経過措置）

第七条　新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等は、施行日前に当該報告金融機関等との間でその旧法第十条の五第七項第二号に規定する営業所等を通じて旧規則第十六条の八第一項第五号に掲げる取引（同号ロに係るものに限る。）を行った者で施行日において当該取引（施行日において新法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引に該当するものに限る。以下この条において「特定対象取引」という。）に係る契約を締結しているものにつき、新法第十条の五第二項の規定の例により、施行日から二年を経過する日（施行日の前日における当該特定対象取引に係る契約に係る資産の価額が一億円を超えるものにあっては、施行日から一年を経過する日）までに、当該報告金融機関等の保有する同項に規定する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の同項に規定する住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしなければならないものとする。この場合において、当該特定をした国又は地域は同項の規定により特定した同項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域とみなして、同条の規定を適用するものとする。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改める。

○総務省経済産業省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の一の項の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗
経済産業大臣　梶山　弘志

工業統計調査規則の一部を改正する省令

工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定又は二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査の範囲） **第四条**　工業調査は法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属する事業所について行う。ただし、次項に規定する調査困難地域内にある事業所、国に属する事業所及び従業員三人以下の事業所については、この限りでない。 ２　前項ただし書に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により工業調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。	**第四条**　工業調査は法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属する事業所について行う。ただし、次項に規定する調査困難地域内にある事業所、国に属する事業所及び従業員三人以下の事業所については、この限りでない。 ２　前項ただし書に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により工業調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。